

利用の手順

利用の登録

公民館を利用しようとする団体は、登録が必要です。

なお、登録団体と利用目的の可否については、以下の「新潟市公民館の貸館の可否に関する基準」があります。

利用の予約

インターネット、公民館の窓口、電話（別途利用申請書の提出が必要）で申し込みできます。



(1) 提出書類

- ①「新潟市公民館利用者登録申請書」
 - ② 会員名簿 ③ 予算書または決算書 ④ 会則
- 手続きは窓口で行ってください。様式はホームページからダウンロードも可能です。(②～④は任意様式可)

(2) 登録の有効期限

毎年度3月末日です。登録は年度ごとに更新手続きが必要です。

(3) 定期利用団体登録について (定期利用制度のある公民館のみ)

月2コマを限度とし1年間分を予約し利用できる制度です。定期利用説明会(10月～11月)に参加する必要があります。

申し込み期間

利用者登録をした館	その他の館
3か月前の15日午前9時から 25日の午後5時まで(抽選予約)	予約不可
2か月前の1日午前9時から 利用日3日前の午後5時まで(先着予約)	

※例 8月の抽選予約：5月15日午前9時から
5月25日午後5時まで
8月の先着予約：6月1日午前9時から
利用日3日前の午後5時まで

※次のような場合は、利用を中止または変更していただくことがあります。
①市の行事や公民館の主催事業等で利用する場合
②公民館の管理上必要とする場合

新潟市公民館の貸館の可否に関する基準

平成20年4月1日制定
平成28年4月1日改正

新潟市の公民館は、社会教育法の規定を遵守し、公民館を適切に市民の利用に供するために、下記の基準を定める。

1 利用対象について

公民館を利用することができる対象は、下記の要件を満たす団体とする。個人での利用はできない。

- (1) 誰でも入会することができる自主的運営団体であり、会員の過半数が新潟市在住または在勤、在学中、5人以上で構成する団体であること。
 - (2) 原則として規約または会則等を有すること。
- ただし、公民館利用にふさわしいと公民館長が判断した場合は、この限りでない。

2 利用目的による可否について

公民館の設置目的により下記の利用を目的とする場合は、公民館を利用することはできない。

- (1) もっぱら営利を目的とする場合
- (2) 宗教活動(布教活動等)を目的とする場合
- (3) 政治活動(特定政党や個人への投票の呼びかけ、特定政党への勧誘等)を目的とする場合
- (4) その他公民館の活動として、相応しくない目的であると公民館長が判断した場合。

ただし、企業などの営利団体、宗教団体、政党などの政治団体についても、その利用目的が上記(1)～(4)に該当しない旨確認できた場合は、公民館長が利用を許可することができる。

3 利用可能な時間の範囲について

1団体が1か月に利用できる時間は、公民館が定める利用時間区分(公民館条例別表の適用に関する通則の利用時間区分)の数は16までとする。

新潟市公民館



新潟市公民館のシンボルマーク

新潟市が運営する
学ぶ・集まる・交流する
ための施設です。

市内に44館あります。
部屋や印刷機などを
お貸しします。
(利用団体登録をしてください)

家庭教育・まちづくりなど
多くの講座を
開催しています。
(年間約800講座)

運動や音楽、学習会など
サークル活動に
利用できます。
(約4,000団体が活動しています)

大人でも子どもでも
一人でも過ごせる
スペースがあります。



新潟市中央公民館

〒951-8055 新潟市中央区礎町通3ノ町2086 TEL 025-224-2088

